

1月は「国民健康保険税」  
「後期高齢者医療保険料」  
第8期の納付月です

納付期限は1月31日(木)です

※口座振替をご利用の方は、引落口座の  
残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先  
住民企画課 税務収納グループ  
☎76-2151  
(内線 218、220、221)

消火栓、防火水槽の除雪に  
ご協力いただき  
ありがとうございます

消火栓や防火水槽は、消火活動に  
必要な水を消防車両に供給するため  
に備えられた重要な消防施設です。  
消防署では冬期間、職員と団員で  
町内を回り除雪作業を実施しており  
ますが、付近住民のご協力により、  
消防施設が除雪され  
ている箇所が多数あ  
ります。

付近住民の皆  
様、消防業務へ  
のご理解とご協  
力をいただき、  
消防職員・団員  
一同心から感謝  
いたします。

（津別消防署・津別消防団）



## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、  
軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合  
があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要に  
なることがあります。

軽減税率制度に関する情報

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。  
ぜひご参加ください。

国税庁ホームページ内 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度に関するお問合せ先 **消費税率軽減率電話相談センター** (軽減コールセンター) **0570-030-456** (受付時間) 9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先 **軽減税率対策補助金事務局** (専用ダイヤル) **0570-081-222** URL <http://kzt-hojo.jp/> (受付時間) 9:00~17:00(土日祝除く)

## 働いている調理師の皆様へ！

○調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければ  
ならないと定められており、今年も届出の必要な年となっています。

○届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。  
・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設  
・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている北海道全調理師会北見支部(喫茶 風来山人 北見市 桂町1  
丁目 206-27 ☎0157-61-3938)に平成31年1月15日までに提出してください。

○届出用紙は、一般社団法人北海道全調理師会(北見支部)、北見保健所等に備えてあります。  
また、インターネットでの届出も可能です。次のウェブサイトアドレス(URL)もしくはQRコードからアクセスし  
てください。

北海道電子自治体共同システムのウェブサイトアドレス (URL)  
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSebFakL>



○詳しくは、次へお問い合わせください。

・北海道全調理師会 ☎011-511-1326  
・北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎011-231-4111 (内線 25-515)  
・北見保健所 ☎0157-24-4173

※QRコードは(株)デンソー  
ウェブの登録商標です。

## 交通事故の援護制度について

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

### 【交通遺児等育成資金貸付(無利子)】

対 象 自動車(バイク含む)事故により保護者の方が亡くな  
れたり、重い後遺障害を残すことになったご家庭のお  
子様で、0歳から中学卒業まで

貸付金額 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円ま  
たは1万円(選択制)、小・中学校入学時に入学支度金  
4万4千円

返還方法 貸付終了後、原則として20年以内の月々均等払い返還  
その 他 高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です

### 【重度後遺障害者介護料支給】

対 象 自動車(バイク含む)事故により、脳、脊髄、または胸  
腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要  
とする方で一定の要件に該当する方(自損・他損問わず)

支 給 額 月額29,290円~136,880円の範囲で、障害の程度や介  
護費用の支出に応じて支給  
※「短期入院」費用も別途支給

注 意 介護保険サービス、労災の介護給付等との併用は不可

申し込み・問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 旭川支所 ☎0166-40-0111

## 獣医師法第22条の規定に 基づく届出について

獣医師は、獣医師法第22条に基づき、  
2年ごとの年の12月31日現在における  
氏名、住所その他農林水産省令で定める  
事項の届出が義務付けられており、平成  
30年は届出を行う年となっています。

これらの届出は、獣医師の分布、就業  
状況又は異動状況等を的確に把握すると  
ともに、獣医療体制構築及び整備に係る  
各事業展開のための重要な資料として活  
用されています。

つきましては、期日までに当該届出を  
下記へご提出ください。

届出期限

平成31年1月31日まで

提出先・問い合わせ先

北海道オホーツク総合振興局

農務課畜産係

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

☎0152-41-0665(直通)

## 介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税  
の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を  
受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態  
が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障が  
い者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記  
載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険担当へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族  
の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認 定 内 容		認 定 基 準
障がい者 控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級~6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者 控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当⑩番窓口 ☎76-2151(内線230)